

令和4年度 天童市地域密着型介護施設整備事業者公募要項

1 公募の趣旨

天童市は、天童市高齢者福祉計画・第8期天童市介護保険事業計画に基づき、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、サービスの提供を行う事業者を指定するに当たり、よりよい介護サービスの提供ができる事業者を公正かつ適正に選定するために行うものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

(1) 次の事業を行う意向のある事業者を公募し、令和4年度中に選定します。

整備区域	介護サービス事業内容	定員	施設数
市内全域	地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）	29名 （ユニット型とする。）	1
市内全域	認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ※ 介護予防を含む。	18名 （1ユニット9名×2）	1
市内全域	小規模多機能型居宅介護 ※ 介護予防を含む。	登録29名 （通所18名、宿泊9名）	1

(2) 令和5年度に施設整備に着手（事務手続きの都合上、着工は早くても夏頃となる見込み）し、令和6年3月末までに施設整備を完了後、遅滞なく介護サービスを開始することができる事業者が対象です。

3 応募要件

事業者の応募資格及び条件は、次のとおりです。

- (1) 本公募に応募する事業者が、介護保険法に規定された介護施設の運営実績があり、継続して運営できる法人格を有する者であること。
- (2) 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）については、設立済みの社会福祉法人又は社会福祉法人の設立見込みがある事業者であること。
- (3) 施設整備計画が、関係法令や条例等に適合する見込みであること。
- (4) 施設整備に必要な土地は、原則として法人が所有していること又は土地取得の見込みが担保されていること、もしくは施設用地として事業存続に必要な十分な期間（30年以上）の地上権又は賃借権を設定する見込みを有する借地であること。
- (5) 介護保険法第78条の2第4項各号及び同法第115条の12第2項各号

に規定する欠格事項に該当していないこと。また、国税及び地方税を滞納していない法人であること。

- (6) 事業運営には地域との連携が必要なため、地域住民等に対して建設工事や事業内容等の説明を十分に行い、理解賛同を得られる状態であること。
- (7) 天童市暴力団排除条例を踏まえ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人並びに同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人でないこと。
- (8) 事業者が社会福祉法人の場合、生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用負担額軽減制度事業に可能な限り取り組むこと。
- (9) 生活保護受給者の受け入れを行うこと。
- (10) 地域防災の拠点となり、災害時に高齢者等の避難行動要支援者を受け入れること。

4 事業者の選定方法

- (1) 事業者は、天童市介護施設整備事業者選定審査委員会における書類審査及びヒアリング等による評価、天童市介護保険運営協議会における意見に基づき、総合的に審査して決定します。
- (2) 審査の結果によっては、「決定事業者なし」となる場合があります。
- (3) 事業者の応募が無い、事業者が決定しなかったなどの場合には、再度公募を行うことがあります。

5 事業者の選定結果

選定結果については、応募のあった事業者に文書で通知するほか、市ホームページにて決定事業者を公表します。なお、選定結果に対する異議や質問には応じられません。

6 応募手続

(1) 受付期間

令和4年9月5日（月）から令和4年10月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出場所

天童市 健康福祉部 保険給付課 介護給付係

提出の際は、あらかじめ電話で提出日時を担当と調整した上で書類を持参してください。なお、提出いただいた書類を窓口で確認した結果、修正後に再提出となる場合がありますので、期限まで余裕をもって提出してください。

(4) 提出書類

別表「提出書類一覧表」記載の書類一式を正本及び副本を各1部提出してください。提出書類は返却しませんので、応募者においても控えを保管してください。なお、市の指示による申請内容の補正後、提出書類一式を追加で提出いただくことがありますので、御承知おきください（前回公募時には、天童市介護施設整備事業者選定審査委員会の開催時に10部程度を追加提出）。

(5) 提出書類の体裁

ア 書類はすべて1冊のファイル（A4版）に綴ること。また、ファイルの表紙、背表紙に「提案書名」と「法人名」を付けること。

イ 全体の目次を付け、通しのページ番号を付けること。

ウ 全体をA4版縦で統一し、左側2か所綴じで作成すること。ただし、図面などA4版では記載内容が読み取れない場合は、A3版（A4版に折りたたむこと。）を用いること。

エ 書類は、原則として両面印刷とすること。一部について片面印刷を可とするが、この場合、白紙面はページ数に含めないこと。

オ 提出書類の項目ごとに、文字表記のインデックスを付けること。

カ 文字の大きさや字体は、11ポイント・MS明朝体を基準とすること（表題や強調のために一部のフォント等を変えることは可）。

キ 申請書の各様式は、天童市ホームページに掲載されているものをダウンロードして利用すること。

7 応募の除外

応募した事業者が次のいずれかに該当した場合には、その応募を無効とし、選定の対象から除外します。

- (1) 市が定める応募書類を受付期間内にすべて提出しない場合
- (2) 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合

8 応募に際しての留意事項

(1) 応募の対象となる計画

介護保険法、本市条例等に則した地域密着型介護施設の指定を受けることができるものとしてください。

(2) 応募の辞退

書類の提出後、応募の辞退は原則として認めません。事業者の選定前までにやむを得ない理由により辞退する場合、「問い合わせ先」まで速やかに連絡したうえ、辞退理由を明記した辞退届（任意様式）を提出してください。なお、辞退届には法人名・代表者名を記入し、代表者印を押印してください。

(3) 質問及び回答

本公募に関して質問がある場合、本公募の受付開始後、令和4年9月30日（金）までに、別記様式「質問票」により照会してください（簡易な内容を除き、口頭及び電話での質問は受け付けません。）。質問票は、直接窓口で提出するか、メール又はFAXにより提出してください（メール又はFAXの場合、別途電話にて質問票を送付した旨の連絡を必ず「問い合わせ先」まで伝えてください。）。

なお、受け付けた質問に対する回答は、質問を行った法人名などの個人情報に関わる項目を除き、市ホームページに掲載します。

(4) 応募書類提出後の計画変更

応募書類提出後は、事業者の都合による計画変更を一切認めません。ただし、本市の判断により、事業計画の補正や書類の追加等を求めることがあります。

(5) 決定後の手続き

指定事業者として決定された事業者について、改めて介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定申請を行っていただきます。その際、基準を満たしていない等の事実が認められる場合は、指定をしないことがあります。

(6) 応募条件等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなします。

(7) 費用負担

本公募に係るすべての費用は、応募事業者の負担となります。

(8) 指示

本公募要項に定めるほか、必要な事項について別途指示する場合があります。当該指示に従わなかった場合は、応募を辞退したものと取り扱います。

(9) 調査

公平・公正な選定のため、提出された書類等の裏付けや疑問点等について、関係機関や土地所有者等に照会するなどの調査を行う場合があります。

(10) 整備の変更

関係法令の改正等により、提出された整備計画が変更になる場合があります。

(11) 地位の譲渡及び利用

事業者として選定された法人がその地位を譲渡し、又は他人に利用させることは、その理由を問わず一切認められません。

(12) 文書の公開

提出された書類は、公文書として情報公開請求があった場合、個人情報となるもの以外は開示することがありますので御了承願います。

(13) 損害賠償等

本応募における用地権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた

損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、天童市はその責任を負いません。また、事業計画の中止や選定されなかったことによるすべての損害等について、天童市は責任を負いません。

(14) 地元説明

地元説明に当たっては、「天童市介護施設公募に応募し、事業として天童市や山形県から選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料等に記載するなど、十分注意のうえ実施してください。

(15) 法令上の保証

本公募による事業の選定は、土地・建物関係の法令上の制限解除等を保証するものではありません。

9 施設整備の補助

選定された事業者が行う整備事業に対しては、「山形県地域密着型施設整備交付金」及び「山形県社会福祉施設等開設準備交付金」を活用した補助を予定していますが、現時点では令和5年度の補助制度の実施や内容は未定であり、また、当該交付金を受けられない可能性があります。これらを踏まえ、不採択により補助金の交付がない場合においても、自己資金等で事業を遂行できる法人であることを条件とします。

また、介護サービス運営事業者以外の者（土地所有者等の第三者）が建物を建設し、建物を介護サービス運営事業者に賃貸借する場合は、補助の対象外となりますので御注意ください。

10 日程等（変更が生じる場合があります。）

令和4年	9月5日（月）	公募開始、質問受付開始
	9月30日（金）	質問受付終了
	10月21日（金）	応募書類の提出期限
	11月～12月	事業者選定委員会による審査
令和5年	1月	介護保険運営協議会の意見聴取 事業者の選定

11 問合せ先

天童市 健康福祉部 保険給付課 介護給付係（市役所本庁舎1階11番窓口）
〒994-8510 天童市老野森一丁目1番1号
電 話 023-654-1111（内線757）
FAX 023-658-8547
メール hokenkyufu@city.tendo.yamagata.jp